

川内原子力発電所に係る熊本県・関係 4 市町対策推進会議設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 川内原子力発電所の事故等に備え、熊本県と関係 4 市町（水俣市、天草市、芦北町及び津奈木町）が連携、協力して必要な対策の推進を図るため、川内原子力発電所に係る熊本県・関係 4 市町対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （ 1 ） 防災活動体制の整備に関すること。
- （ 2 ） 情報収集、連絡、伝達体制の整備に関すること。
- （ 3 ） 住民避難体制の整備に関すること。
- （ 4 ） 保健医療体制の整備に関すること。
- （ 5 ） 住民等への原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
- （ 6 ） 原子力防災訓練に関すること。
- （ 7 ） その他原子力災害対策に関して必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 推進会議は、熊本県知事公室危機管理防災課長及び関係 4 市町の防災担当課長をもって構成する。

2 推進会議に会長を置き、熊本県知事公室危機管理防災課長をもって充てる。

（会議）

第 4 条 推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、オブザーバーとして、会議に関係機関の職員等の出席を求め、又は出席させることができる。

（庶務）

第 5 条 推進会議の庶務は、熊本県知事公室危機管理防災課において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 月 日から施行する。